

## (2) 地方自治体の独自の取組

### ① 地方自治体による条例の制定状況

71 地方自治体のうち 11 地方自治体は、条例等により独自の届出制度を規定している。これらの条例等における届出事項を表 2-1 に示す。

表 2-1 地方自治体の条例に基づく届出事項(取扱状況等)

自治体	事業所概要					取扱状況						
	(事業者全体) 従業員数	(事業所) 従業員数	事業規模(出荷額等)	業種名	(製造品目等) 事業内容	(使用目的) 用途	取扱量合計	使用量	製造量	取り扱う量(注2)	保管量	製造品としての出荷量
札幌市	○	○		○				○	○			○
埼玉県	○	○		○			○	○	○	○		
東京都	○	○		○	○	○		○	○			○
神奈川県	○	○		○		○		○	○			
横浜市	△	△		△							△	△
川崎市								△			△	
石川県							○	○	○			
愛知県		○		○			○					
名古屋市	○	○		○			○					
大阪府	○	○	○	○	○			○	○			
徳島県							○					

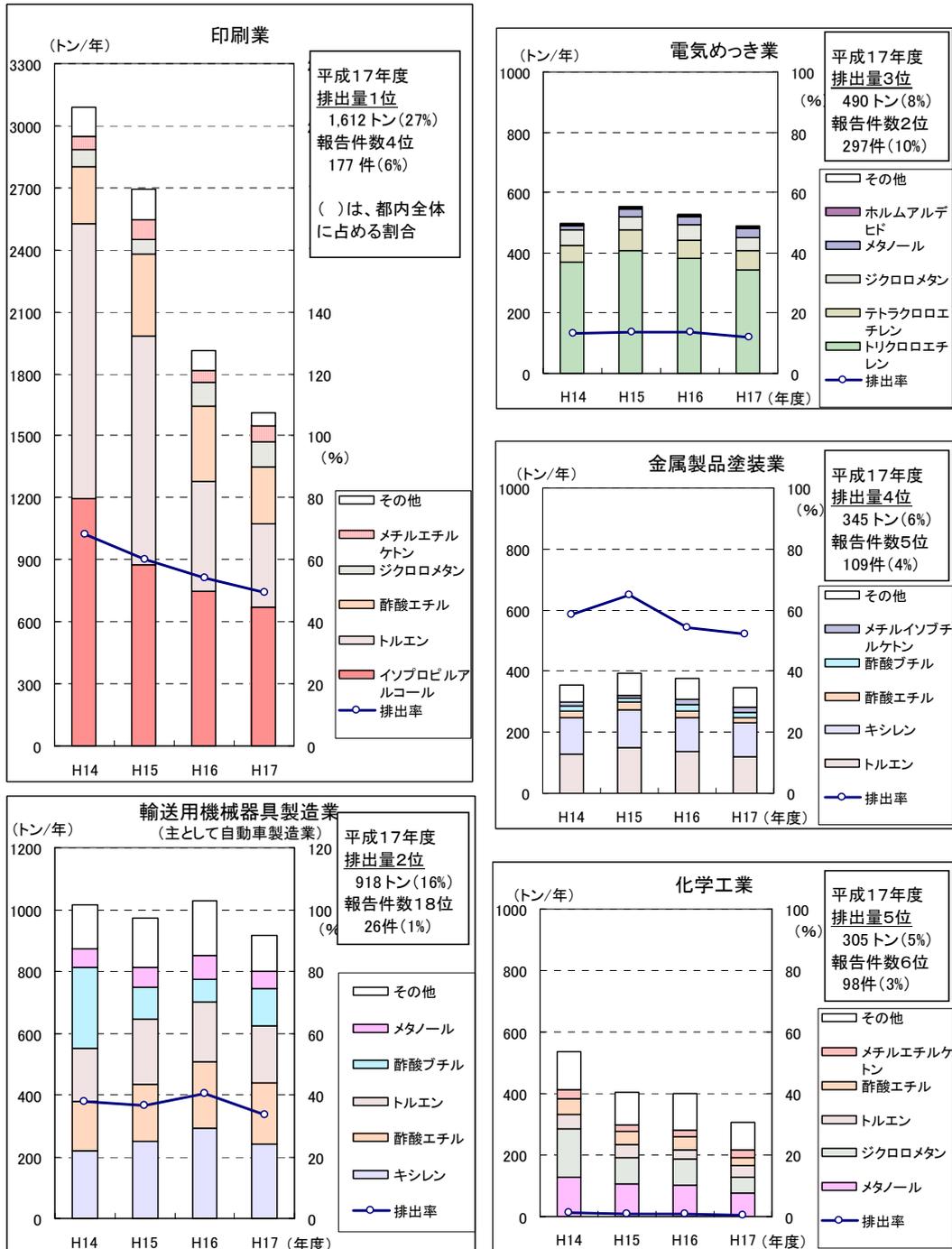
注1: 化管法に基づく届出事項を網掛けで示す。

注2: PRTR排出量算出マニュアルでは、自ら事業所内で使用せず、そのまま出荷されるもの(例: 倉庫業、燃料小売業)は、使用量に分類して算出することとしているが、埼玉県では、「取り扱う量」として区分している。

注3: 横浜市・川崎市は、市の要請に応じて届出することとされており、“△”とした。

## ② 東京都による使用量を用いた公表について

東京都では、環境確保条例に基づく制度により使用量、製造量及び製品としての出荷量の報告を規定しており、使用量に対する環境への排出量の比率を「排出率」とし、代表的な業種の排出削減の状況を公表している。



(出典:東京都報道発表資料)

(URL: <http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/chem/tekisei/17joureitop.htm>)

図 2-3 業種ごとの環境への排出量及び排出率の推移  
(平成17年度の環境への排出量が多い5業種)

### ③ 愛知県による取扱量の公表について

愛知県では、県民の生活環境の保全等に関する条例により取扱量の報告を規定しており、PRTRの排出・移動量と併せて、業種ごとに取扱量、取扱量に対する排出量の比等を公表している。

表 2-2 業種別の届出排出量、移動量及び取扱量(単位;トン)

政令 番号	業種	排出量	移動量	取扱量に関する集計		
				取扱量	取扱量に 対する排 出量の比 (%)	取扱量に 対する移 動量の比 (%)
3	食料品製造業	6.1	0.0	89	6.82	0.00
	飲料・たばこ・飼料製造業	0.0	0.0	33	0.00	0.00
	繊維工業	137	195	1,725	7.93	11.28
	木材・木製品製造業	114	21	291	39.16	7.14
	家具・装備品製造業	121	16	331	34.97	4.17
	パルプ・紙・紙加工品製造業	99	34	302	32.84	11.41
	出版・印刷・同関連産業	613	139	967	61.50	14.42
	化学工業	808	4,234	1,489,536	0.05	0.28
	石油製品・石炭製品製造業	18	424	1,144,533	0.00	0.04
	プラスチック製品製造業	2,348	1,634	48,976	4.72	3.33
	ゴム製品製造業	477	244	5,418	8.51	4.51
	窯業・土石製品製造業	2,503	691	29,249	8.55	2.33
	鉄鋼業	469	3,562	416,060	0.11	0.86
	非鉄金属製造業	105	229	18,962	0.49	1.19
	金属製品製造業	1,929	908	10,292	17.67	8.25
	一般機械器具製造業	962	185	2,262	42.43	7.71
	電気機械器具製造業	418	493	1,995	20.61	24.57
	輸送用機械器具製造業	7,693	1,672	37,390	20.44	4.39
	精密機械器具製造業	68	45	213	32.08	21.14
	その他の製造業	834	353	1,939	43.03	18.20
4	電気業	17	1.1	910	1.82	0.12
5	ガス業	9.1	0.0	9.1	100.00	0.00
6	熱供給業	0.0	0.0	2.6	0.00	0.00
7	下水道業	237	2.4	40	1.92	2.89
8	鉄道業	1.2	1.3	13	9.44	10.06
9	倉庫業	47	0.1	175,032	0.03	0.00
10	石油卸売業	7.0	0.0	151,197	0.00	0.00
12	自動車卸売業	5.9	7.6	108	5.49	7.01
13	燃料小売業	77	4.7	344,795	0.02	0.00
14	洗濯業	23	44	139	16.83	31.34
16	自動車整備業	90	438	833	10.68	51.67
17	機械修理業	13	4.0	18	73.86	22.56
18	商品検査業	0.4	7.9	9.0	4.18	87.78
20	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る)	10	0.0	-	-	-
21	産業廃棄物処分業 (特別管理産業廃棄物処理業を含む)	5.9	923	143	0.97	16.15
22	高等教育機関	3.8	3.5	5.5	36.18	63.65
23	自然科学研究所	0.1	1.8	11	0.59	15.55
	合計	20,269	16,521	3,883,826	0.51	0.40

注1:届出のあった業種のみ示す。

注2:表中の「-」は該当する値がないことを示す。

注3:取扱量に対する排出量の比と取扱量に対する移動量の比は、排出量、移動量及び取扱量のすべてについて届出が行われた事業所のみデータを用いて計算した。

(出典:愛知県報道発表資料)

(URL: [www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/gyousei/kisha/katsudo/katsudo070223/syukei.pdf](http://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/gyousei/kisha/katsudo/katsudo070223/syukei.pdf))

#### ④ 横浜市及び川崎市による保管量等の報告徴収規定

横浜市及び川崎市では、事業者から保管量等について報告徴収できる規定を定めている。

##### 横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成 15 年4月施行)

(化学物質の管理状況等に係る報告の徴収)

第 42 条 市長は、化学物質を取り扱う事業所のうち、環境への配慮が特に必要と認められる規則で定める事業所を設置する者に対し、化学物質に係る管理状況、取扱状況、受入量その他の規則で定める事項について、報告を求めることができる。

##### 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成 15 年4月施行)

(化学物質の管理状況等に係る報告)

1 略

2 条例第 42 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定に基づき主務大臣に届け出た事項を除く。)とする。

(1)～(2) 略

(3) 化学物質に係る受入量、保管量、使用量及び出荷量

(4)～(6) 略

##### 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成 12 年 12 月施行)

(化学物質の適正管理)

第 92 条 事業者は、事業活動を行うに当たり、化学物質による環境の汚染を未然に防止するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、おおむね次に掲げる事項について、自主管理マニュアルを作成すること等により、化学物質の適正な管理に努めなければならない。

(1)～(2) 略

(3) 化学物質の受入れ、保管、使用、排出及び廃棄の量並びにそれらの方法の把握

(4)～(6) 略

(特定化学物質の排出管理)

第 97 条 市長は、環境への配慮が特に必要と認められる事業所で規則で定める事業所を設置する者から、地域における公害の防止その他の環境への負荷の低減のため、規則で定める化学物質(以下「特定化学物質」という。)に係る管理状況、取扱状況、排出量及び移動量その他の規則で定める事項について、報告を求めることができる。

### 3. 廃棄物及び下水道に関連する届出事項

#### (1) 廃棄物処理施設からの排出

平成9年度から平成12年度に実施したパイロット事業では、廃棄物に含まれて移動する化学物質について、埋立、焼却、リサイクル等の処理方法についても報告を求めている。しかし、現行の届出項目には移動先での処理方法は対象とされていない。

廃棄物処理施設からの排出については、関連法による測定義務が課されている物質が届出の対象物質とされている。これ以外の物質の排出量については、国が推計すべきものであるが、現在のところ、推計方法が確立していない。

表 3-1 パイロット事業における報告データの集計例

物質 番号	対象化学物質名	年間移動量(t/年;ダイオキシン類は g-TEQ/年)						合計
		埋立	焼却	海洋 投棄	その他 処分	リサイク ル	不明	
1	亜鉛の水溶性化合物	212	24		27	122	0	385
16	2-アミノエタノール	5	214		14	3,225	0	3,457
24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る)	1	279		1	10		291
25	アンチモン及びその化合物	67	37		29	50		182
30	ビスフェノール A 型エポキシ樹脂	53	73		12	6	1	146
40	エチルベンゼン	2	231		187	55	0	475
43	エチレングリコール	5	470		15	123	0	614
44	エチレングリコールモノエチルエーテル	3	48		7	90		148
60	カドミウム及びその化合物	5	4		7	14		30
63	キシレン	101	1,638	1	439	825	8	3,011
64	銀及びその水溶性化合物	0	4			3		7
68	クロム及び3価クロム化合物	1,043	35		4	1,744		2,826
69	6価クロム化合物	70	10	0	10	264	0	355
95	クロロホルム		283			305		588
100	コバルト及びその化合物	11	1		1	29		41
101	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート		8			53		61
108	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く)	20	6		2	8		36
116	1,2-ジクロロエタン	0	333			81		414
145	塩化メチレン	2	2,319		83	790	17	3,211
172	N,N-ジメチルホルムアミド	133	955		1	323	0	1,411
175	水銀及びその化合物	0	0		0	0		0
177	スチレン	82	465		217	437	7	1,207
178	セレン及びその化合物	5	1		1	6		14
179	ダイオキシン類	667	8		1	16	0	692
200	テトラクロロエチレン	0	84		2	114		199
207	銅水溶性塩(錯塩を除く)	129	12		43	211		395
211	トリクロロエチレン	1	71		54	519	3	649

資料:平成12年度PRTRパイロット事業(経済産業省・環境省)

注1:複数の処分方法を報告した事業所の移動量は、それぞれの処分方法に均等に配分してから集計した。

注2:本表に示す「リサイクル」には対価を受け取る売却は含まれない。